



**STANDARD**

2025年9月26日

各 位

会 社 名 株式会社F Cホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 福島 宏治  
(コード：6542、スタンダード)  
問合せ先 取締役管理統括室長 松田 治久  
(TEL. 092-412-8300)

会 社 名 T C B - 1 4株式会社  
代表者名 代表取締役 小森 一孝

**(変更)「TCB - 1 4株式会社による株式会社F Cホールディングス(証券コード 6542)の普通株式  
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ**

TCB - 1 4株式会社は、株式会社F Cホールディングスの普通株式に対する 2025 年 8 月 7 日付公開買付届出書について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 9 月 26 日付で関東財務局に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 8 月 6 日付「TCB - 1 4株式会社による株式会社F Cホールディングス(証券コード 6542)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容が別添のとおり変更されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、TCB - 1 4株式会社(公開買付者)が株式会社F Cホールディングス(公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 9 月 26 日付「(変更)「株式会社F Cホールディングス(証券コード 6542)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

各位

会社名 TCB-14株式会社  
 代表者名 代表取締役 小森 一孝

**(変更)「株式会社FCホールディングス(証券コード:6542)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ**

TCB-14株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2025年8月6日、株式会社FCホールディングス(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場、コード番号:6542、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2025年8月7日より本公開買付けを開始しております。公開買付者が、本日付で、本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げることを決定したこと、対象者が、本日付で、事業年度第9期(自2024年7月1日至2025年6月30日)に係る有価証券報告書を福岡財務支局長に提出したこと、並びに公開買付届出書の記載事項の一部に誤記があったことに伴い、本公開買付けについて2025年8月7日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2025年8月7日付公開買付開始公告について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、これを訂正するとともに、当該有価証券報告書を添付資料とするため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2025年8月6日付「株式会社FCホールディングス(証券コード:6542)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

## 記

## 1. 本公開買付けの内容

## (5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

| 株券等の種類 | 買付予定数        | 買付予定数の下限            | 買付予定数の上限 |
|--------|--------------|---------------------|----------|
| 普通株式   | 6,726,630(株) | <u>4,484,400(株)</u> | —(株)     |

(訂正後)

| 株券等の種類 | 買付予定数        | 買付予定数の下限            | 買付予定数の上限 |
|--------|--------------|---------------------|----------|
| 普通株式   | 6,726,630(株) | <u>4,266,000(株)</u> | —(株)     |

## 2. 本公開買付けの概要

(訂正前)

&lt;前略&gt;

今般、公開買付者は、2025年8月6日、対象者株式を非公開化することを目的として、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式(対象者の「従業員持株会支援信託(ESOP)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する対象者株式132,900株(所有割合(注):1.98%)及び対象者の従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する対象者株式83,500株(所有割合:1.24%)は除きます。以下同じです。)を除きます。)を取得し、対象者を完全子会社化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを

2025年8月7日から開始することを決定いたしました。

(注)「所有割合」とは、対象者が2025年8月6日に公表した2025年6月期 決算短信〔日本基準〕(連結) (以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,769,483株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(42,853株)を控除した株式数(6,726,630株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、買付予定数の下限を4,484,400株(所有割合:66.67%)としており、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,484,400株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限(4,484,400株)は、対象者決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,769,483株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式(42,853株)を控除した株式数(6,726,630株)に係る議決権の数(67,266個)に3分の2を乗じた数(44,844個)に対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数(4,484,400株)としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、対象者を完全子会社化することを目的としており、本公開買付けにおいて対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しておりますが、本スクイーズアウト手続の一環として株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。なお、譲渡制限付株式報酬として対象者グループの役員が保有する対象者の譲渡制限付株式、対象者における取締役持株会及び従業員持株会が所有する対象者株式、対象者の「従業員持株会支援信託(E SOP)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する対象者株式及び対象者の従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E SOP)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する対象者株式の全部又は一部について、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会における本株式併合の議案への賛成の議決権行使の見込について一定の確認が得られた場合には、当該対象者株式の数だけ、公開買付期間中に買付予定数の下限を引き下げる可能性があります。

(訂正後)

<前略>

今般、公開買付者は、2025年8月6日、対象者株式を非公開化することを目的として、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式(対象者の「従業員持株会支援信託(E SOP)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する対象者株式132,900株(所有割合(注1):1.98%)及び対象者の従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E SOP)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する対象者株式83,500株(所有割合:1.24%)を除きます。以下同じです。)を除きます。)を取得し、対象者を完全子会社化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを2025年8月7日から開始することを決定いたしました。

(注1)「所有割合」とは、対象者が2025年8月6日に公表した2025年6月期 決算短信〔日本基準〕(連結) (以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,769,483株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(42,853株)を控除

した株式数（6,726,630株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を4,266,000株（所有割合：63.42%）としており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,266,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限（4,266,000株）は、対象者決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（6,769,483株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式（42,853株）を控除した株式数（6,726,630株）に係る議決権の数（67,266個）に3分の2を乗じた数（44,844個）から同日現在の譲渡制限付株式報酬として対象者グループの役員が所有する対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）の数（218,489株）に係る議決権の数（2,184個）を控除（注2）した数（42,660個）に対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数（4,266,000株）としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、対象者を完全子会社化することを目的としており、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しておりますが、本スクイーズアウト手続の一環として株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者が所有する議決権数及び本譲渡制限付株式に係る議決権の合計が、対象者の総株主の議決権の数の3分の2以上となるようにするためです。

（注2）本譲渡制限付株式には、譲渡制限が付されているため本公開買付けに応募することができませんが、公開買付者は、2025年9月26日付で、本譲渡制限付株式の所有者全員から、自らが所有する対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において権利行使可能な本譲渡制限付株式に関して、公開買付者又は対象者が提案する議案へ賛成の議決権行使を行う旨の誓約書の提出を受けており、買付予定数の下限から本譲渡制限付株式の数を除いたとしても問題なく本スクイーズアウト手続を実施することができるが見込まれることが確認できたことから、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本譲渡制限付株式の数（218,489株（所有割合：3.25%））に係る議決権の数（2,184個）を控除しております。

その他、詳細については、本公開買付けに関して公開買付者が2025年9月26日に提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年9月26日に対象者が公表した「(変更)「TCB-14株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の一部変更について」をご参照ください。

以上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘又は購入申込み若しくは勧誘に該当するものでも、その一部を構成するものでもなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

#### 【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、このプレスリリースについて、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。